

○庄原市農地利用集積促進事業補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第114号

改正

平成18年3月29日告示第46号

平成18年11月20日告示第128号

平成20年3月31日告示第62号

平成21年3月11日告示第39号

庄原市農地利用集積促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）等に予算の範囲内において補助金を交付し、認定農業者の育成と農用地の保全及び有効利用を図るため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成17年以降、法に基づき6年以上の賃借権の設定を受けた者
- (2) 賃借権の設定を受けたときに、庄原市に住所を有する者
- (3) 賃借権設定後の経営耕地面積が、2ヘクタール以上の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

- (1) 賃借権の設定を受ける者が賃貸人の世帯員であるとき。
- (2) 補助金の交付を受けることを目的に、同一当事者間で賃借権の合意解約をし、再設定したとき。
- (3) 米の生産調整の未実施者

(交付対象農地)

第3条 補助金の交付の対象となる農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定するものであって、本市の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に規定する指定地域をいう。）内であるものとする。ただし、国県の同種の補助を当該要綱による補助と同一時期に受けようとする農地については、交付対象農地から除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、経営耕地面積が2ヘクタールを超える部分について、10アール当たり次のと

おりとする。この場合において、経営耕地面積が2ヘクタール未満の者が同一年に期間の異なる賃借権の設定を受けることにより交付対象者となるときは、期間の短い賃借権から面積を積み上げる。

| 賃借権の設定期間 | 補助金の金額 | |
|-----------|---------|-----------------|
| | 田 | 畑 (採草放牧地を除く) |
| 6年以上10年未満 | 5,000円 | 2,000円 |
| 10年以上 | 10,000円 | 4,000円 |

2 補助金の算定は、補助金の交付対象となる農地の面積の合計に前項の規定による10アール当たりの額を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 賃借権の設定期間に1年未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、その端数が8か月以上の場合は1年とみなす。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出は、補助金の交付対象となる賃借権の設定を受けた日以降の直近の7月末日までに行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う実地調査等により、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の額を決定し、交付金決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条に定める交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める日までに交付請求書(様式第3号)により市長に請求しなければならない。

(交付後の管理)

第8条 市長は補助金を交付した者について「補助金交付台帳」を作成し、補助金交付後の適正な管理をするものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、適正に農地を管理しなければならない。

(決定の取消及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した対象となる農地に関する補助金を返還させることができる。

(1) 賃借権の設定を受けることにより、補助金の交付対象となった農地の賃借権の存続期間中に、その農地の賃借権の解約をしたとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、返還を免除することができる。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるもの及び公共の利益を目的とするものの敷地に供するために賃借権を解除し、経営耕地面積が2ヘクタール未満になったとき。

(2) 補助金の交付後、交付対象者が死亡、病気により賃借権を解約したとき。

(3) 補助金の交付後、契約期間満了前に合意解約する場合に、契約の残存期間が3か月未満のとき。

(4) 補助金の交付後、個人で利用権設定を行った者が、本人も加わった農業生産法人を設立し、その農業生産法人へ利用権移転を行ったとき又は後継者が譲り受けたとき。

(5) 補助金の交付後、契約期間満了前に合意解約した後、当該農地をその借り手が譲り受けたとき。

(6) その他、市長がやむを得ないと認めるとき。

3 市長は、第1項に定める処分を決定したときは、交付取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の庄原市認定農業者等育成助成金要綱(平成8年庄原市告示第35号)、東城町中核的農家等育成事業補助金交付規則(平成2年東城町規則第8号)、比和町農地流動化促進補助金交付要綱(平成14年比和町要綱第20号)又は総領町農用地高度利用促進事業実施要綱(昭和55年総領町訓令第11号)(以下これらを「合併前

の告示等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに、合併前の告示等の規定により交付決定を行った補助金については、なお合併前の告示等の例による。

附 則 (平成18年3月29日告示第46号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の庄原市農地利用集積促進事業補助金交付要綱の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成18年11月20日告示第128号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の庄原市農地利用集積促進事業補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成20年3月31日告示第62号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお、従前の例による。

附 則 (平成21年3月11日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

様式 (省略)